伊豆の国市住宅新築及びリフォーム助成事業取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、伊豆の国市商工会(以下「商工会」という｡)が、市民が安心して住み続けられる住まいづくり及び住居環境の向上に資するとともに、市内住宅関連産業を中心とする地域経済活性化並びに子育て世帯等の住宅取得支援の促進を図ることを目的として、予算の範囲内において実施する伊豆の国市住宅新築及びリフォーム助成事業（以下「助成事業」という｡)について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　市民　伊豆の国市に住民登録を有する者及び市内に永住する目的をもって住

宅を新築し、その完成後速やかに住民登録をしようとする者をいう。

(2)　子育て世帯等　子育てをする世帯及び子供を産み育てようとする世帯

(3)　市税等　市民税、固定資産税、国民健康保険税及びその他の公課をいう。

(4)　住宅　賃貸住宅を除く、自己の居住の用に供する専用住宅又は併用住宅(店舗･事務所等、業務の用に供する部分を含む住宅)をいう。（建売住宅を含む｡)

(5)　市内業者　当該年度当初(4月1日時点)において、伊豆の国市内に本社、本店、支店又は営業所が登記されている建設関連法人、若しくは住民登録されている個人の建設関連事業主をいう。(ただし当該年度内に市外に移転した事業者は対象外とする。)また、助成事業に登録されたもので、市税等を滞納していないものをいう。なお、工事の規模(請負代金1,500万円以上かつ延べ面積150㎡以上の工事)においては、建設業の許可申請書に伊豆の国市に営業所の記載のあるものをいう。（建売業者についても同様とする｡)

(6)　商品券　商工会が助成事業専用に発行する、有効期限が発行日より６月で、額面金額1,000円の商品券をいう。商品券は助成事業に登録された商店等で使用できるものとし、発行する専用券（地元商店等においてのみ使用できるもの）と共通券（大型店においても使用できるもの）は同額とする。割合に端数がある場合は、端数分を専用券で交付する。なお、この商品券は、助成金申請工事の支払い代金に充てることはできないものとする。

(7)　審査会　助成事業の円滑な事務処理及び申請内容の審査を行うため、商工会内に設置する会をいう。

（助成対象者）

第３条　助成事業の対象者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1)　市税等を滞納していない市民であること。

(2)　市内業者を利用して自己の所有する住宅に係る工事を行う者であること。

(3)　過去に当該助成事業による助成金を交付されていないこと。

(4)　過去に当該助成事業による助成金を交付された同一世帯の者がいないこと。

（助成対象住宅等）

第４条　助成事業の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1)　市民が新たに建築する住宅（併用住宅においては業務の用に供する部分を除いた自己の居住の用に供する部分に限る。）

(2)　市民が現に所有し、自己の居住の用に供している住宅（併用住宅においては店舗・事務所等業務の用に供する部分を除いた自己の居住の用に供する部分に限る。）

２　前項の住宅は、対象者が助成事業の申請後、年度内に着工し、かつ完了報告できるものでなくてはならない。

　(完了報告受付最終締切：当該年度内最終審査会)

３　第１項の住宅のうち建売住宅は、当該年度内に着工した物件かつ、申請時に

着工時期が確認できるものに限る。（着工時期を確認できる書類･写真等を添付）

（助成対象工事）

第５条　助成事業の対象となる工事は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1)　助成対象住宅にかかる新築、増改築、修繕又はリフォーム工事

(2)　市内業者を元請として発注された工事

(3)　請負金額の総額が20万円以上（消費税及び地方消費税を含む｡)の工事

(4)　当該工事について、交付決定を受けた後に着工（建売住宅を除く）し、指定期間までに完了報告書を提出できる工事

２　助成事業の対象とならない工事は、住宅本体に係る工事以外のもので、次の各号に該当するものとする。

(1)　造園、門扉、堀又は外構の工事

(2)　家電機器単品の取替･更新（壁掛けエアコン（新設・移設に伴う配管等設置施工費は対象とする）**、**テレビ、冷蔵庫、洗濯機等）

(3)　住宅とは別棟の倉庫･車庫等の工事

(4)　増改築又はリフォームを伴わない解体工事のみ

(5)　建物工事を伴わない単独の舗装工事

(6)　下水道工事

(7)　浄化槽工事

(8)　審査会にて認められないもの

（助成金額等）

第６条　助成金の額は、次の各号に基づいて算出した額とする。ただし、算出の根拠となる算定基準額は、申請時における見積金額（他の助成制度又は補助制度を併用した場合は、見積金額から当該制度による助成金額又は補助金額を差し引いた額とする｡)を採用する。

(1)　助成金額は、算定基準額（工事経費）の15％とする。

(2)　前号の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

２　助成限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1)　新築工事　40万円

(2)　増改築、修繕又はリフォーム工事等　20万円

３　助成金は、全額商品券で交付する。

４　他の助成制度又は補助制度との併用は可能とする。ただし、助成金額の総額が工事金額の総額を超えないものとする。

（交付申請）

第７条　助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という｡)は、助成対象工事の着工前に、次に掲げる書類を商工会長へ提出しなければならない。ただし、建売住宅の場合は、買主決定後に、次に掲げる書類を商工会長へ提出しなければならない。

(1)　伊豆の国市住宅新築及びリフォーム助成事業申請書（様式第１号）

(2)　工事見積書又は請負契約書等(いずれも工事明細・内訳の確認できるもの)

（店舗併用住宅の場合は、居住部分に係る工事金額が明記されたもの）

(3)　完納証明書(原本)（市役所本庁税務課または大仁･韮山庁舎市民課で発行）

(4)　施工前の写真（様式第９号）

(5)　固定資産評価証明(原本)（市役所本庁税務課または大仁･韮山庁舎市民課で発行）又は家屋の登記簿（写し）

新築の場合又は大規模な増改築で建築確認が必要な場合は、建築確認済証（写し）

(6)　委任状（様式第１０号　申請者が元請業者に提出を委任した場合）

(7)　その他商工会長が必要と認めるもの

（交付の決定等）

第８条　商工会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに一定の期日に開催する審査会に諮り、その適否及び助成金額を決定し、伊豆の国市住宅新築及びリフォーム助成事業交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（変更等）

第９条　前条の交付決定を受けた申請者（以下「受給者」という｡)は、次に定める事項に変更が生じた場合には速やかに伊豆の国市住宅新築及びリフォーム助成事業変更申請書（様式第３号）を商工会長に提出しなければならない。

(1)　第７条に掲げる書類の記載事項に変更が生じた場合

(2)　工事が予定期間内に完了しない時、又は遂行が困難となった場合（工期変更・取下げ）

(3)　工事を中止、又は廃止しようとする場合(工事内容及び対象額変更・取下げ)

(4)　助成対象工事の請負金額が20万円未満となった場合(取下げ)

(5)　第４条第２項に基づき、年度内の完了報告提出が不可能になった場合(取下げ)

(6)　前４号に掲げるもののほか、商工会長が必要あると認めた場合

（完了報告）

第10条　受給者は、助成対象工事の完了後、速やかに次に掲げる書類を商工会長へ提出しなければならない。

(1)　伊豆の国市住宅新築及びリフォーム助成事業完了報告書（様式第４号）

(2)　助成対象工事写真（様式第９号　施工前、施工中及び施工後）

(3)　施工業者が受給者に発行した工事領収書（原本）で、総額が確認できるもの。ただし、受給者が銀行振込みにより工事代金を支払った場合は取引金融機関の発行する振込金受取書等の証票をもって領収書に代えることができるものとする。

(4)　完了検査済証（写し）

(5)　新築の場合は、新築物件での住民票（市外からの転入及び市内での転居を含む｡)

(6)　その他商工会長が必要と認めるもの

（交付の確定）

第11条　商工会長は、前条の規定による報告があったときは、内容を速やかに審査したうえで、その適否及び助成金額を確定し、受給者に伊豆の国市住宅新築及びリフォーム助成事業確定通知書（様式第５号）で通知するものとする。

２　助成金額の確定においては、第８条の交付決定金額を上限とし、減額する場合は、第６条第１項の規定により再算定した額に改める。

　（助成金の請求）

第12条　受給者は、前条により交付の確定を受けたときは、その通知を受けた日から１月以内に伊豆の国市住宅新築及びリフォーム助成事業請求書（様式第６号）の提出により、助成金を請求しなければならない。

　（助成金の交付）

第13条　商工会長は、前条の請求があった場合は、速やかに助成金として交付する商品券に支給期日及び有効期限を付し、商工会の窓口で交付する。

（交付取消し及び返還）

第14条　受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、交付した商品券の全部を返還するものとする。使用した商品券がある場合には、その使用した商品券の額面相当額の現金を返還するものとする。

(1)　この規程に違反したとき

(2)　商品券を助成金申請工事の支払い代金に充てたことが判明したとき

(3)　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき

(4)　商品券の交付から１年以内に市民でなくなったとき

(5)　第９条の内容により事業が対象外となったとき

（申請の取下げ）

第15条　申請者又は受給者は、助成対象工事の中止等により、申請を取り下げる事実が発生した場合は、速やかにその旨を届け出、伊豆の国市住宅新築及びリフォーム助成事業変更申請書（様式第３号）による取下げを商工会長に提出しなければならない。

（補則）

第16条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度の助成金から適用する。